

平成28年度 第1回

焼津市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時 平成28年4月13日(水)

午後1時30分～午後2時40分

場所 会議室棟101号室

平成 28 年度第 1 回焼津市国民健康保険運営協議会 会議録

1 次第

(1)開会

(2)内容

- ・「平成 27 年度国民健康保険事業の状況について」
- ・「平成 28 年度国民健康保険事業計画について」
- ・その他

「平成 28 年度の地方税法施行令の改正の概要」ほか

(3)閉会

2 出席委員

被保険者代表

志水和子、青木良夫、大石隆博、澁谷よし江

保険医又は保険薬剤師代表

山下えり子、渡辺寿彦、渡邊啓子

公益代表

関 宣之、小倉章広、岩谷壽夫、高橋洋子

被用者保険等代表

白川和男、茂木克己

3 事務局出席者

池ヶ谷市民部長、藤田保険年金課長、成岡保険担当係長、萩山給付担当係長

山梨納税促進課長、前川納税促進担当主幹

田島収納対策課長、高塚収納対策担当主幹

(健康増進課) 村松成人保健担当係長、星野保健師

4 内容

事務局 藤田課長 皆様お揃いになりましたので、定刻前ですが、ただいまから、焼津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

議事に入る前に、今年度の異動により職員の変更がありましたので、紹介させていただきます。

(自己紹介)

市民部長の池ヶ谷友彦です。よろしくお願い致します。

保険担当係長の成岡正子です。どうぞよろしくお願い致します。

事務局 藤田課長

26年、27年から国保事業の一部をお願いしております担当課も参加をさせていただいておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして市民部長より御挨拶をさせていただきます。

(市民部長あいさつ)

事務局 藤田課長

それではここで、本日の出席者数を事務局より報告させていただきます。

事務局

本日の出席者数は、被保険者代表4人、保険医及び保険薬剤師代表3人、公益代表4人、被用者保険等代表2人 以上合計13人です。焼津市国民健康保険条例第2条の規定による区分ごとの委員数の過半数に達しております。

したがって、本会は焼津市国民健康保険運営協議会規則第6条により成立しております。

事務局 藤田課長

それでは議事に移りたいと思います。会長に（議長を）お願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（関会長）

(会長あいさつ)

それではさっそく議事に入ります。議事が円滑に進みますよう、皆様の御協力をお願いします。

まず、議事録署名人ですが、焼津市国民健康保険運営協議会規則第8条の規定により、議長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

議事録署名人は、岩谷壽夫委員、高橋洋子委員のお二人にお願い致します。

議長 それでは議事に入ります。「平成 27 年度国民健康保険事業の実施状況について」事務局より説明をお願い致します。

事務局 (資料により説明)

議長 ただいま平成 27 年度の実施状況の説明がありました。これに對しまして、御質問御意見がございましたら出していただきたいと思ひます。

茂木委員 1 ページ目のところですが、当初予算額の隣に補正額という形で補正されていますが、例えば、保険税のところ、補正が入っていますが、理由としては人数が減っているのか、調定上の問題なのか、収納率が見通しより低くなっているのか、理由を教えてください。

繰越金とあるが、突然この時期になって繰越金が出てくるというのは、私たち健保組合の感覚でいうとどういうことなのかなという気がしますので、そのところを。

歳入に共同事業交付金とあって、歳出にも共同事業拠出金とあり、ほとんど同じような額が入って出ているが、これは一体何をやっているのか教えてください。

議長 事務局から説明をお願い致します。

事務局 藤田課長 質問をいただきました点について、お答えをさせていただきます。まず 1 点目、保険税の減額ということですが、やはり大きく言つて、御質問の中にもございましたように、人数が減っているということがございます。収納率がうんぬんということではありません。確定申告が終わって、6 月に賦課記録を出しますが、その時点でだいぶ予定より下がっているということになります。

2 番目の共同事業ですが、県内各市町で共同事業でお金を出し合っていますが、そこから(焼津市が)もらえるものがございまして、焼津市の場合、ほとんどとんとんに近い状態という形になっていますので、このような数字になります。

茂木委員 共同事業は市でやっているということですか。

事務局 共同事業につきましては、27 年度から 1 円以上、要は全ての医療費が対象になっていまして、交付金については、過去数年分から計算して、他からの収入を差し引いたものを各市町に交付しています。拠出金についても、過去の数字を考慮しまして、県内各保険

- 事務局 者全体でこのくらいかかるだろうと国保連の方で計算をして、焼津市分を請求してくることになります。
- 茂木委員 イメージ的には各市町から出したお金をプールして、それぞれのところに医療費の額に応じて配布をしているというイメージで良いでしょうか。
- 事務局 イメージとしてはそうです。突然こっちの市町では（高額な）医療費がかかってしまったとか、そういうときに小さい市町だと当然、（財政的に）苦しくなりますので、みんなでそういう財政的な面で助け合いましょうというのが共同事業になります。
- 事務局 藤田課長 共同事業ですが、高額療養費なんかでは相当高額な方がいらっしゃいます。例えば、80万円を超えている人たちの医療費につきましては、共同事業から出していただけるとか、お互いの助け合いのために、片方は掛捨てをして、片方はそういう人が対象になった場合には、お金をもらえるということが、収入と支出の（金額の）違いとなって出ています。
- それから、繰越金の関係ですが、当初予算が2千円、補正で4億6千万となっていることですが、当初予算をたてた時には、まだ見込みということで、科目を設置しているだけの状態です。決算を締めまして、その段階で繰越金を、市の会計によりますと決算の段階で繰越金を初めて計上できると。その段階で補正をして金額を正しいものに変えていくという処理をしています。当初（予算）は科目設置だけの2千円。補正（予算で）4億6千万繰越金をあげると、こういう形になります。
- 岩谷委員 予算の執行状況が3月25日で、その後に出てきているのが2月末現在とか28年2月29日、11月診療分とか12月分とか。各年度の比較をしてもらうつもりで表を作っていると思うんですが、4番の医療費の給付状況については、27年度と26年度を比べようとしている時に、同じ11月末であれば分かるんですが、片方は年度でやられている。要はこの表が比較のために作ってあるので、末日をいっしょにさせていただいた方がわかりやすい。決算で最終的に出るんでしょうけども、この時期に運営協議会をやるのが、そういうデータが揃わないということなら、もう少し後でもよろしいのではないかと、いかがでしょうか。
- 議長 比較する場合の時点を揃えた方がいいのか、それともはっきりした数字を改めて出した方がいいのか。

事務局

大変申し訳ないのですが、それぞれの数字の最新のものを載せさせていただきますいております。全体の数字と（年度途中の数字を）比較しても仕方ないものかと思いますが、月の件数であるとか平均であるとか、一人当たりであるとか、そのあたりのところをみていただいて、みなさんには参考にさせていただければと思ひまして作成させていただきました。時期を揃えることは、できなくはありませんが、最新のものを提供させていただきたいということがありますので、療養の給付費につきましては、少なくとも（26年度と27年度の）時期を同じにするということは、できることですので、そのように次回からさせていただきたいと思ひます。

議長

この確定後（報告）は、また協議会へ説明はありますか。

事務局

例年の協議会（の開催）ですと、11月か、秋近くになるかと思ひますが、大体その時期に開催していますので、確定したものができるかと思ひています。

岩谷委員

毎年この時期に（協議会を）やっているのであれば、前年の同じ時期のものがあるわけですよ。それと比較した方がいいかと思う。

事務局 藤田課長

次回からは、逆に遅い方（の時期）に合わせる形で月を合わせるようにさせていただきます。

青木委員

税の収納状況ですが、担当では努力をされていると思ひます。ただ、未収額をみると大きな金額になっていますけど、市税も同じかと思ひますが、その収納体制、対策について教えてください。

事務局 田島課長

収納対策課長の田島です。よろしくお願ひします。国民健康保険税につきましては、26年度から国保の担当課である保険年金課から徴収部門だけが、我々の収納対策課の方に移行しました。これは、それまで別々のところで徴収業務を行っていたところ、滞納者は大体同じ人が国保税も滞納あり、他の市税も滞納がある。二重で徴収をかけるのは不合理であり、滞納者も戸惑うケースが非常に多かったです。そういう反省の面からも徴収部門の一元化を図ってまいりました。その結果ですが、国保税の滞納額でいきますと15億6千万くらい。15億が少ないか多いかというのは、他市との比較というより、我々自身の中では大きい方に入ります。

収納率でいきますと大体今、県下の平均くらい、90～91%の間くらい。ただ、焼津市は昔から国保税の収納率は良い方ではなくて、21市中の19とか20位くらいだったものが、ようやく真ん中くら

- 事務局 田島課長 いになってきた。このへんにつきましては、収納率の向上に向けてがんばっていると理解しています。
- 体制ということですが、体制的には徴収職員が私を含め9人、納税促進課を含めると13人。滞納者数でいうと大体国保だけで5,500人。単純計算でいくと一人500人以上、確実に滞納者を抱えてやっている。他市に比べ滞納金額が多い分だけ、若干（職員の）人数もたくさん配置してもらっているので、現状の中で対応できていけばいいと思っています。
- 今の滞納額15億のほとんど（にあたる）、21年度以前の滞納があるわけですが、こちらにつきましては整理をしていきたいと思っております。
- 青木委員 御努力されたいと思います。
- 議長 御努力されたいという意見ですので、よろしく申し上げます。
- 茂木委員 やはり（収納率が）90%、91%というのは相当低いなと感じます。例えば、他の税に関してもそんな程度の収納率なんでしょうか。社会保険料と税の違いは、ある程度強制的にとるとというのが、税だという風な捉え方なんですがいかがでしょうか。
- 事務局 田島課長 国民健康保険税の90%、国の指針でいうと91%というのがございます。それに向かって我々、91%になれるようにがんばっています。県内市町（人口）10万人以上という大きな市町では、89%とかもっと低いところもあるわけです。
- これは国保の加入者の問題でして、高齢者が多いほど当然、国保税1件あたりの滞納額は少ない。収入のそんなに無い方には、国保税はあまり掛からない。社会保険料と違うのはそこです。年金などは実際加入が義務化されているにもかかわらず、支払の無い方もいて、減免制度が拡充されているんですね。収入が無い方が払えなければ、減免という対応ができる。国保税はそうはいかない。税金ですからあくまでも、収入が0（円）であっても、年間数万円の国保税は掛かってくるわけです。生活保護とかそういうものでない限りは、たぶんみなさん、健康保険で当然お医者さんにかかるわけですから、減免制度というのは0になるということはないと考えております。
- 議長 例えば市営住宅とか、他にも滞納がありますが、それと比べてどうでしょうか。

事務局 田島課長 収納率は、3月31日現在では現年で89.31%。大体5月6月で91%にもって行くわけですが、他の市税と比べてどうかというと圧倒的に国保の方が良くない。他は93(%)くらい、3%くらい悪い。滞納者が100人いて、国保が10%を超えるようでは、我々が仕事を怠けていることになる。他の税と同じように93%くらいに最終的に上げていかなければいけないかと。そうなると県内でもトップクラス、この辺でいうと藤枝とか島田は、県下でも5本の指に入っている。そういうところを狙って今やっているんですが、賦課の方にもう少し社会保険化してもらえれば、滞納者も減ってくるので、そちらの方との連携が必要かと思っております。

議長 まあ、努力していただきたいということによろしいでしょうか。

(委員より「はい」の声あり)

議長 ほかにはどうでしょうか。
なにかありましたら、最後の方でも質問していただきたいと思えます。

次にいきます。続いて、「平成28年度国民健康保険事業計画について」説明をお願い致します。

事務局 藤田課長 (資料により説明)

議長 ただいま、28年度の取り組みについて説明がありました。これにつきまして、御意見御質問ありましたらお願い致します。

小倉委員 1ページ目の2の公正な賦課・徴収の中で加入勧奨等をやっておられるということなのですが、政府管掌とか組合管掌等加入喪失等の情報も市役所の方ではつかめているのでしょうか。

事務局 藤田課長 申し訳ございません。その点については、うちの方では把握できていないので、国民年金の方からの情報をこの何年かからしっかり行っております。以前からデータとしてはもらっていますが、しっかりした連携でもらえるようになったのは、ここ何年かということです。

小倉委員 加入しなければならない未加入者がどのくらいいるのかという状況はわからない(ということですか)。

事務局 藤田課長 申し訳ございません。入っていらっしゃらない方がどういった状

事務局 藤田課長 態で入っていないのかつかめないの、うちの方で確認できるのは、国保に入っているか否かだけです、入っていないのが、社会保険に入っていて、(国保に)入っていないのか、無保険なのかというのは、うちの方では把握できないということになります。

小倉委員 滞納督促だとか云々というのは、なかなか難しい部分が出てくる。入らなければならない人の対象が明確にわからないから、加入勧奨だとかいったようなことが、なかなか対象が明確にならない部分がある(ということか)。

事務局 藤田課長 勧奨自体は相手方が明確にならない限りできないので、今お話しがございましたように、相手方がどういう状況かわからないということで、具体的に個別の対応はできない。広報とかそういった形でできるだけ周知をさせていただくということになります。

小倉委員 滞納者が健康保険証を保持されていて、滞納されていると。最終的には差押えとかあるんでしょうけど、その過程で保険証が使えなくなるということもあるんでしょうか。

事務局 藤田課長 国民健康保険証の交付につきましては、段階がございまして、一定期間納めていただかないと短期の保険証に替えさせていただく。それを超えてしまうと保険証を出すのをやめさせていただいて、資格証明を渡しますよというような形に変わっていくというふうになります。それで勧奨と(なります)。その状態でもいいという方もいらっしゃるのですが、子供さんとかは、その枠から外すとか別の対応もしておりますが、一応そういった段階での対応をしています。

小倉委員 はい、わかりました。

議長 他にいかがでしょうか。

白川委員 先ほど、保険給付の予算のところ、伸びが1.5%とおっしゃいましたが、それは加入者一人当たりの医療費の伸びが1.5%という意味ですか。それとも総額で1.5%ですか。

事務局 藤田課長 総額ということで考えています。ただ、この数字の出し方は、過去何年間かをみて、それを平均してという形で出しているの、全体をとらえての1.5%増と考えていただければと思います。

- 白川委員 加入者は減ってきたりしているんですよ。
- 事務局 藤田係長 加入者は減ってきています。医療費としては、その分だけ減らないで、この伸びをしていると。
- 白川委員 一般的に僕らなんかが計算するときに、加入者一人当たりの医療費がどれだけ伸びて、総額で医療費がどれだけ伸びるだろうかという計算をするわけですが、加入者の減る具合とか、そこから考えなければ、本来の医療費の推計はできないのではないかなど考えるんですが。
- 事務局 藤田課長 おっしゃるとおりで、財政当局と話をしたときも、財政部長の方からそういった指摘がありまして、改めて計算をさせていただきました。一人当たりになりますと、逆に単価が上がってしまって、(全体が)もう少し大きな数字になります。それで話をさせていただいて、このようになっています。
- 青木委員 市からの繰入金ですが、法定外について、焼津市は他市に比べて多いのか少ないのか、その辺の状況を教えてください。
- 事務局 藤田課長 法定外の繰入につきましては、市の状況によってまちまちという形でお答えするしかないと思います。規模により焼津市の状況は大きいかどうかですが、昨年3億となっていますが、この中に実際には借入金のお金を返した分がございます。国保の制度の本筋からいうと、一般会計から出していただくか、本来なら自分たちの中で賄うのが筋だということになれば、(法定外の繰入は)ゼロだと思いますが、ゼロのところの方が少ないのではないかという認識でいます。
- 茂木委員 法定内と法定外の違いというのは、市から入れるお金とそれ以外から入るイメージと、もう一ついわゆる準備金的に元々プールしてきたお金から入ってくるものと、その辺の部分を(教えてほしい)。
- 事務局 藤田課長 法定内と法定外の区分ですが、法定内というのは国保法等によりまして、例えば、職員の分のお金とか職員の給与等の負担分、事業のために運営を補助する国県等に決められた分のうちの市の持ち分等は法定内としていただきます。運営上、赤字になってしまったという利益にかかわるものは、法で決まっているものではないので、その分をどこかで対応しないといけない。さっきも話したように、本来の筋でいくと足りなくなった分は、加入者のみなさんに税とし

- 事務局 藤田課長 てお願いして増やすか、あるいは別の方法をとるかということで、そのあてのために基金をためて、そこから取り崩して入れるとかということがございます。そういう方法をとらずに、一般会計からそのままつぎ込むという場合が法定外の繰り入れとなります。
- 議長 他にはいかがでしょうか。無いようですので次に移ります。「その他」事務局の方からなにかありましたら、お願い致します。
- 事務局 藤田課長 (資料により説明)
- 議長 賦課限度額の改正と運営が県へ移行するという説明がありましたが、御質問がありましたら、出させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 白川委員 軽減の部分とそうでない部分と年度が1年ずれているところがありますが、前回のときに(年度)当初からやっているところと市町村によって差があるという話で説明を受けているが、これが30年まで流れていったときに、統一しなければいけないのか、このままで問題なさそうなのか、そのところはどうか。
- 事務局 藤田課長 30年には変えた形で考えなさいよ、ということになると思います。今年もたぶん、すぐに「はい」ときくところと、とりあえず、すぐには無理だよというところが、明らかに出てくると思います。焼津市の場合は昨年と同じような形をとらせていただきたいということでございます。
- 白川委員 どこかで合わせなくてはいけなくなる可能性はあるんですね。
- 事務局 藤田課長 はい。
- 議長 他にいかがでしょうか。
無ければ、今までの説明に対しまして、全体、その他でも結構ですので、何かあれば出させていただきたいと思います。
保健センターの方がお見えになってますので、何か伝えたいことがありましたら、いかがでしょうか。
- 事務局 (特定健診・保健指導について説明)
 (健康増進課)
- 議長 ありがとうございました。それでは、これで全ての議事は終了い

議長

たしました。これをもちまして、平成 28 年度第 1 回焼津市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ご苦労様でした。

事務局 藤田課長

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございました。以上で会を閉めさせていただきます、どうもありがとうございました。